

有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業の見直し素案について

平成 24 年 11 月 26 日

(財) 武蔵野市福祉公社

1. 見直しの方針

- (1) 健康福祉総合計画に記載されている『権利擁護・成年後見事業のさらなる充実』を推進する機関として具現化し、市では行えないセーフティネット機能を安定して提供する。
- (2) 財政の健全化により、団体の経営を安定化することで、継続的なサービスを提供する。

2. 見直し案

第 1 案、第 2 案共通事項

- (1) 平成 26 年度より新権利擁護事業（権利擁護＋安心サービス）を新設し実施する。

○見直しによる効果

a. 財政面

利用者 1 名について月 1.4 万円（年 16.8 万円）で収支相償となる見込みのため、公社の財政負担が減る。

b. 事業面

権利擁護が必要な上、身上配慮が必要な方への一元的なサービスを提供することにより、利用者の安心・安全な生活に寄与できる。

- (2) 有償在宅サービス事業は、平成 26 年度以降新規契約は行わない。

○見直しによる効果

a. 財政面

有償在宅サービス事業利用者の減により、公社の財政負担が減る。

b. 事業面

有償在宅サービス事業の新規契約停止後の利用希望者及び第 2 案における事業廃止後の権利擁護を希望しない方については、在支を中心にケアマネ、市福祉担当課等が分担・連携し、対応することにより、公社は、権利擁護事業の強化のための人員配置が、可能となる。

第 1 案

現有有償在宅サービス事業のサービス内容を、平成 26 年度より基本サービスとオプション（追加料金）に分け、サービスを限定することにより、利用者一人あたりの経費を軽減するとともに、権利擁護の必要な現行利用者には、平成 26 年度より新設する新権利擁護事業（権利擁護＋安心サービス）に、移行してもらう。このことにより、有償在宅サービス事業利用者の自然減により、事業を終了する。

- (1) 見直しによる効果・課題

a. 財政面

①効果 平成 26 年度に一定程度改善され、有償在宅サービス事業利用者の減により以

降徐々に改善されていく。おおむね平成 30 年度以降収支相償となる見込み。

b. 事業面

- ①効果 平成 26 年度から有償在宅サービス事業利用者の内、権利擁護も併用している方及び権利擁護が必要な方約 130 名に新権利擁護事業に移行してもらうため、成年後見・権利擁護事業に後見係の現人員の約半数を配置できるため、成年後見・権利擁護事業の大幅な強化がおこなえる。
- ②課題 有償在宅サービス事業については、現利用者の自然減により縮減・廃止していくため、廃止までの期間が明確にならず、事業計画・職員の人員配置計画が難しい。

第 2 案

有償在宅サービス事業は、平成 28 年度をもって廃止し、平成 29 年度からは、平成 26 年度より新設する新権利擁護事業（権利擁護＋安心サービス）に一元化する。

(1) 見直しによる効果・課題

a. 財政面

- ①効果 平成 26 年度から 28 年度までは小幅な改善となるが、平成 29 年度より大きく改善され、収支相償となる見込み。

b. 事業面

- ①効果 平成 29 年度より、権利擁護事業に完全移行することができ、公社の社会的役割が明確化される。
- ②課題
 - ・平成 28 年度までは、後見係の現人員で、新権利擁護事業へも対応していくため、成年後見・権利擁護事業の大幅な強化は、平成 29 年度以降となる。
 - ・新権利擁護事業移行者の内、福祉資金貸付利用者については、貸付限度到達年度が早まり、返済時期の猶予及び利子停止の期間が生じる可能性が増大するため、対応策の検討が必要となる。
 - ・福祉資金貸付利用者の内、生活資金貸付がメインとなっているなど、権利擁護を必要としない方への提供サービスがなくなるため、市福祉資金貸付条例の貸付条件から外れ、継続が難しくなる。(現状でみると 10 人が該当)